

# 福岡県公報

平成21年11月2日  
第3034号

## 目次

告示(第1637号 - 第1655号)

養鶏振興法の規定に基づくふ化業者の登録	(畜産課)	.....	1
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課)	.....	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	7
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	7

## 告示

福岡県告示第1637号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定に基づき、次のようにふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	登録業者		ふ化場		登録年月日
	名称	住所	名称	所在地	
21-2	株式会社久留米孵卵場	久留米市御井町字堀ノ上1581の15	株式会社久留米孵卵場 基山工場	佐賀県三養基郡基山町長野380の7	平成21年11月1日
21-3	株式会社村田孵卵場	久留米市上津町字向野2228の588	株式会社村田孵卵場	久留米市上津町字向野2228の588	
21-4	株式会社後藤孵卵場九州営業所	朝倉郡筑前町栗田2680	株式会社後藤孵卵場九州営業所	朝倉郡筑前町栗田2680	
21-5	株式会社山形種鶏場	遠賀郡岡垣町中央台2丁目9番16号	株式会社山形種鶏場	遠賀郡岡垣町中央台2丁目9番16号	
			株式会社山形種鶏場熊本支店	熊本県球磨郡錦町西字松葉1336の5	
			株式会社山形種鶏場宮崎支店	宮崎県西諸郡野尻町大字三ヶ野山2448の1	

福岡県告示第1638号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112

条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成21年11月2日から同年11月16日までの間縦覧に供する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市南浜武518番地の1	梶島 友博	浜武	浜武漁業協同組合
柳川市南浜武460番地	梶島 豊喜		
柳川市吉原383の2	荒巻 昭敏		

福岡県告示第1639号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡東区大字前田	平成21年10月16日から 平成21年12月4日まで

福岡県告示第1640号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
久留米市高良内町字向耳納2181の50、2181の179、2181の182、2181の184、2181の190、2181の223、2181の224
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1641号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市上秋月字小原2516の27
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1642号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字宝珠山字日向志4875の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1643号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字小石原鼓字野中1533、1545の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1644号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字東上420、430から433まで、435の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
420・430・431（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1645号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
うきは市浮羽町小塩字矢ノ峯1583の3、1584の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうき

は市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1646号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯塚市高田字平瀬1054
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1647号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所  
筑紫野市大字山口2626、2627の2、2624・2636（以上2筆について次の図に示す部

分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1648号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字榎田字出迫1340

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1649号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡星野村字麻畠17330の1、17330の2、字尾詰19104の2、19110の4、19111の2、19111の5、字松の野19149の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1650号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。



平成21年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字北木屋字穴竈1931、1932、1933の1、1933の3、1934の1から1934の3まで、1935の1、1935の4、字小園2033、2034の1、字平畑2939、2974の1、2974の3、2974の4、字鷹塚3066、3068、3098の1、3123の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1651号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字宝珠山字桑ノサコ2153、2154、2157の2、2170、2171

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑ノサコ2171、2153・2154・2157の2・2170（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1652号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字鏡山字向山1872の1から1872の5まで、1922の5、1871の1・1872の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字サヤガ谷1874、1875の1、1875の2、1875の4、1873（次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1653号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町小塩字南赤尾1323、1329から1331まで、1334の4、1334の11、1334の12、字赤尾1363、字石工迫1816、1827の1、1827の2、字尻深1839の1、1839の2、1845の1、1846、1847、1848の1から1848の3まで、字鰻淵1867、1870、1873の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鰻淵1867、1870、1873の1、字尻深1839の1、1839の2、1845の1、1846、1847、1848の1から1848の3まで、字石工迫1816、1827の1、1827の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうき

は市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1654号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

豊前市大字岩屋409・417(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1655号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)

八女	県道	久留米 筑後線	前	久留米市荒木町藤田231 番6先から 同市荒木町藤田1088番2 先まで	10.5 ～ 16.4	150.0
			後	久留米市荒木町藤田1098 番4先から 同市荒木町藤田1088番2 先まで	10.2 ～ 27.6	152.0